平成２４年（フ）第９２号
愛知県一宮市萩原町串作2015番地
破産者　武田　雅史
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０７号
愛知県一宮市三条字天神西23番地ラッフィナートＢ102号、開始決定時の住所愛知県一宮市東五城字祐久野27番地４
破産者　田地行正弘
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８０号
奈良県生駒市辻町788番地３　プレ202
破産者　安田　晃久
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０９号
和歌山県岩出市新田広芝96番地の10
破産者　オグラ本店こと　小倉　誠一
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１５号
長崎県長崎市風頭町３番24号
破産者　結城　英太
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
長崎県長崎市つつじが丘４丁目16番15号扇コーポＡ号、開始決定時の住所長崎県長崎市深堀町６丁目249番地５
破産者　一ノ瀬征司
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
宮崎市清武町船引3738番地
破産者　浅井　憲久
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８８号
宮崎市新城町41番地２　布施マンション401号
破産者　清野　禮子（旧姓津田）
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４４号
宮崎市希望ケ丘１丁目21番５号　市営住宅183棟27号
破産者　平山　律子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６３号
宮崎市佐土原町上田島1205番地12
破産者　猪俣惠美子（旧姓松下）
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４３号
宮崎市大塚町鎌ヶ迫2484番地６　シーブリーズⅡ―301号
破産者　三重野芳晴
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１０７号
札幌市中央区南４条西21丁目１番12―202号
破産者　水戸部昌明
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３７号
名古屋市中村区並木２丁目307番地　サンコーポラス２Ａ号
破産者　武藤組こと　武藤　正治
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９号
名古屋市北区西味鋺４丁目560番地　西あじま荘Ｔ14棟103号
破産者　中村　千冬
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６１号
愛知県豊明市三崎町丸ノ内５番地11
破産者　水野　奠雄
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７９号
愛知県北名古屋市宇福寺中杁62番地　フォルテシモ202
破産者　毛利工機こと　毛利　権範
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１９３号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番12号　ハイツあやめ112号室、開始決定時の住所大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番10号　ウエストサイド　308号室
破産者　佐藤　　學
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２９号
大阪府大東市学園町３―14ＥｓｐｏｉｒＯｎｊｉ３階302号室、開始決定時の住所大阪府四條畷市二丁通町29―23
破産者　太田　耕司
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部